

財団法人簡易保険加入者協会次世代育成支援対策行動計画

「次世代育成支援対策推進法」の基本理念にのっとり、職員が仕事と子育てを両立させることができ、その職員の能力が十分発揮できるよう労働環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 行動計画期間 平成 20 年 3 月 21 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間。(環境変化に応じ見直す。)

2 計画内容

目標 1 妊娠中の女性職員に対し出産・育児休業制度を周知し、休業の取得を促進。

- ・ 周知方法、相談責任者の指定・明示

目標 2 子の出生時における父親の休暇取得の推進。

- ・ 連続年次休暇の取得促進

目標 3 子育て期間中（3歳未満）の所定時間外勤務の免除制度化

- ・ 職員からの申し出により実施（職員への周知）

目標 4 所定時間外勤務の削減

- ・ 「ノー残業デー」の実施
- ・ 事務作業の効率化による削減意識の啓蒙
- ・ 毎月の時間外勤務の 36 協定は、月 40 時間以内となっているが、可能な限り削減を指導

目標 5 年次休暇の取得促進

- ・ まとめて取得などの有効取得意識の啓蒙

3 その他

前記 2 については、適宜実施。